



認知症高齢者グループホーム等の消防法改正 今月より施行

今月より、認知症高齢者グループホーム等の用途の建物に関し、消防法が改正され施行されます。

＝改正の概要＝

◆対象施設

認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設

◆防火管理者の選任

収容人員10人以上の場合、防火管理者を選任し、消防計画書の作成が義務付けられる。(従来は30人以上)

◆消防用設備等の設置

- ①延べ面積 **275㎡以上**の施設について、**スプリンクラー設備**の設置が義務付けられる(従来は1000㎡以上)ただし、1000㎡未満の施設については、特定施設水道連結型スプリンクラー設備(ホームスプリンクラー)の設置が可能。
- ②**すべての施設**について、以下の設備の設置が義務付けられる。
 - 自動火災報知設備(従来は300㎡以上)
 - 消防機関へ通報する火災報知設備(従来は500㎡以上)
 - 消火器(従来は150㎡以上)

◆施行期日 平成21年4月1日

既設物件の経過措置 消火器は、平成22年4月1日まで その他は、平成24年3月31日まで

皆様もニュースでご存じのことと思いますが、3月19日午後10時55分ごろ、群馬県渋川市の老人ホーム「静養ホーム たまゆら」から出火、10人もの高齢者が犠牲になられた大火災がありました。消防庁の発表によると、本館・別館(1)・別館(2)があり、全て木造平屋建てで、本館118㎡・別館(1)189㎡・別館(2)81㎡で、出火当時16人の入居者と1名の職員がおられ、半数以上の方が犠牲になられるという大惨事でした。この建物には、防火管理者は選任され消防計画書も提出されていました。消防設備は、消火器だけが設置されていました。

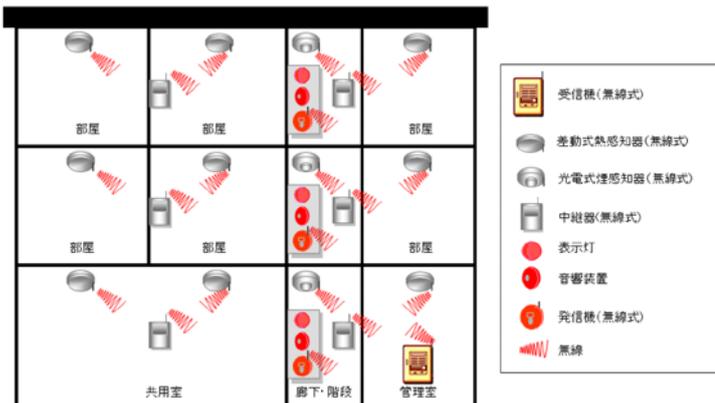


画期的

無線式自動火災報知設備など 3月9日公布 即 施行

消防法施行規則、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令が改正され、**無線式自動火災報知設備**が使用できるようになりました。また、延べ床面積に関係なく自動火災報知設備を設置しなければならない建物(『認知症高齢者グループホーム等 6項(ロ)』や『カラオケボックス、ネットカフェ、テレクラ等 2項(ニ)』)で、延床面積300㎡未満の物件を**特定小規模施設**とし、**特定小規模施設用自動火災報知設備**として、無線感知器や連動型感知器だけの構成で済む、コストのかからないシステムでも可能となります。まさに、最新技術の取込みとコストダウンを考慮された法改正です。ただし、残念ながら、現時点では、対応する商品はなく、年内には、該当商品が発売されるとのことです。(ホーチキ担当者)

無線式自動火災報知設備(例)(概念図)



受信機、感知器、総合盤、中継器の間の通信は無線となり、電源については、感知器は、電池となります。

特定小規模施設用自動火災報知設備(例)
無線式連動型感知器(概念図)

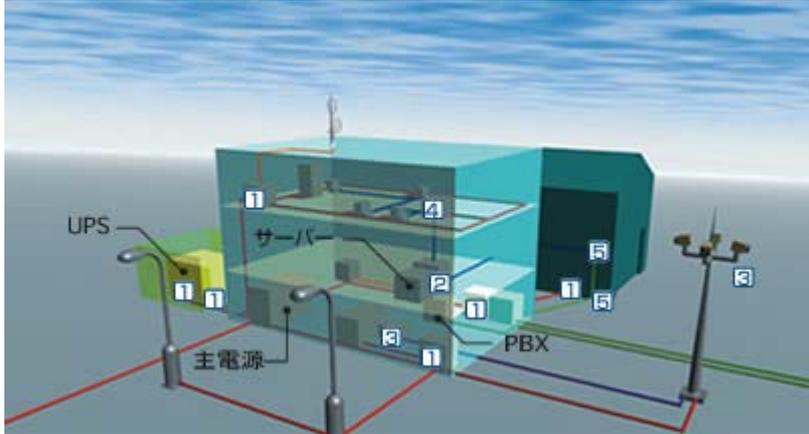


受信機、総合盤、中継器はなく、警報機能付きの感知器で、1つの感知器が発報すると、他の感知器も無線で連動して、警報音を鳴動させる。(但し、現在の住宅用警報器では、基準に満たず使用できません)

内部雷保護システム『防雷神』ご紹介

近年の高度情報社会では、オフィス・設備の IT 化に伴い、建築物の内部に多くの電気・電子設備機器が設置されています。これらの電気・電子設備機器は、その運用に高い信頼性が要求されているため、雷やそれに伴う電磁障害など安定した運用に大きな影響を及ぼす雷過電圧・過電流の保護等の対策が重要となっています。2003 年、日本においては、JIS A 4201:2003 に改訂され、『建築物等の雷保護』が必要となりました。その結果、従来の外部雷保護だけでなく建築物内の雷保護を目的とする、『内部雷保護システム』の導入が必要となりつつあります。消火設備においても平成 17 年 1 月に『危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等』で、『消防法令上必要とされる保安設備等は内部雷保護システムの対象とし、雷に対する保護を行うこと。』となっております。

弊社では、1893 年以來、110 年以上にわたり世界 136 カ国に雷保護システムと部品を提供している Thomas & Betts/furse 社製の製品を取り扱いしております。



- 1 主電源、配電盤、
分電盤用サージプロテクタ
- 2 ネットワーク・プロテクタ
- 3 監視カメラ (CCTV)
ライン用サージプロテクタ
- 4 ツイストペアデータアップ&
信号用サージ・プロテクタ
- 5 高密度データ&信号線用サージ・
プロテクタ Q シリーズ



「華麗」(今春の京都御苑)